

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成31年3月18日(月曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時57分 散会

付託事件

議案第4号, 議案第13号, 議案第14号, 議案第15号, 議案第16号, 議案第20号, 議案第26号
中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分, 第4款中文教福祉委員会所管分, 第9款及び第10款
中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表
債務負担行為中文教福祉委員会所管分, 議案第27号, 議案第34号, 議案第35号, 議案第36号, 議
案第40号, 議案第41号, 議案第43号中第1表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分及び
第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款
中文教福祉委員会所管分

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 4号 水戸市手話言語その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例
- ② 議案第13号 水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第14号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第15号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第16号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第20号 水戸市総合教育研究所条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款(民生費)中文教福祉委員会所管分, 第4款(衛生費)中文教福祉委員会所管分, 第9款(消防費)及び第10款(教育費)中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款(民生費)及び第10款(教育費)中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ⑧ 議案第27号 平成31年度水戸市国民健康保険会計予算
- ⑨ 議案第34号 平成31年度水戸市介護保険会計予算
- ⑩ 議案第35号 平成31年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ⑪ 議案第36号 平成31年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ⑫ 議案第40号 水戸城大手門復元整備工事請負契約の変更について

⑬ 議案第41号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の変更について

⑭ 議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分

2 出席委員（6名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	綿引健君
委員	田中真己君	委員	小泉康二君
委員	木本信太郎君	委員	袴塚孝雄君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	大曾根明子君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター 所長	小林かおり君	保健所準備 課長	小林秀一郎君
消防長	根本一夫君	消防次長	石川隆君
消防次長兼 北消防署長	小泉直紀君	消防本部参事	鈴木豊君
消防本部参事	小川喜実君	南消防署長	大越唯行君
消防総務課長	勝村俊則君	火災予防課長	大内康弘君
消防救助課長	箕輪重美君	救急課長	石田宏一君
教育長	本多清峰君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会 事務局教育部 参事	川俣智君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅修君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木功君	教育委員会 事務局教育部 参事兼内原 中央公民館長	五上義隆君

総合教育研究所 長	萩	谷	孝	男	君	学校管理課長	鎮	目	英	俊	君
学校保健給食課 長	大	和	敦	子	君	学校施設課長	埴		敏	之	君
生涯学習課長	大	澤	秀	樹	君	歴史文化財 課長	白	石	嘉	亮	君
中央図書館長	松	本		崇	君	総合教育 研究所副所長	小	川	佐	栄子	君

6 事務局職員出席者

書	記	嘉	成	将	大	君	書	記	矢	吹	友	鏡	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

午前10時 1分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第4号ほか13件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第4号ほか13件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、初めに、議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）を議題といたします。それでは、執行部より発言を願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 おはようございます。

先日、3月15日の委員会におきまして、袴塚委員から御質問のございました新卒保育士就労奨励補助金の御質問につきまして、改めてお答えいたします。

新卒保育士就労奨励補助金につきましては、指定保育士養成施設等からの新卒者を対象に、水戸市内の保育所に勤務する者についてお祝い金を交付することによりまして、水戸市内の保育所への就労者を囲い込むことを目的としております。

就労奨励補助金の申請を受けまして、内容を精査し、交付決定を行うこととなりますが、その際には、就労に際しての本人の確約書など就労確認のための書類、さらには保証人を立てるかどうかなど、補助金交付要項を作成する中で、就労の確認や交付後の取り扱いなどを含め条件をしっかりと整備するとともに、支給時期につきましても十分検討してまいります。

委員から御指摘をいただきました課題を整理し、さらに施策の充実を図り、より多くの新卒保育士が水戸市内の保育施設に就労してもらえるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○高倉委員長 それでは、質疑のある方、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第26号についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、付託議案につきましては一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、御意見を伺いながら採決に入ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第4号 水戸市手話言語その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 合理的配慮の中で、今回は商業施設ほか民間にもそういった手すりとか、それから点字等の設備に対しても保証するということでありますけれども、公共施設等についても十分そういった事業に寄与するように配慮していただきたいと、こういう意見だけ申し上げておきます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第4号について採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第13号について採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 マル福の所得制限撤廃ということで、非常に待ち望まれていた拡充であります。質疑でも申し上げましたけれども、申請がこれまでされていない方については改めて申請が必要だということですが、長年申請しないうえきたという家庭も多いのではないかと想像されますので、その辺の勧奨、周知については繰り返し行うなど、漏れのないような対応をぜひ求めたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第14号について採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第15号について採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 家庭的保育の事業に対する自園調理について、食事の外部搬入を5年緩和していたものをさらに5年延ばすというものでありますが、水戸市においては、現行実施されている事業所については全て自園調理であって、来年度は、お弁当だったところもそうなるという点で、基本的なこれまでのルールが保持されていますし、そういう基準で運営を指示していることについてはこれからも維持してもらいたいと思いますが、国の奨励が緩和を延長するという考え方については、やはり抵抗力の弱いゼロ、1、2歳児に対して、アレルギーですとか、アトピーですとか、さまざまな点で配慮すべきだという趣旨の自園調理について、緩和をわざわざ水戸市で導入する理由はないというふうに思います。そういう点では、安全上も緩和すべきではないと私は考えますので、この議案については反対をしたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第16号について採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 水戸市総合教育研究所条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第20号について採決いたします。

議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分、第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款（民生費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分

並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 来年度予算につきまして、反対する理由を申し上げさせていただきたいと思います。

昨年度も申し上げた件ですが、1つ目は、給食調理員の民間委託についてであります。

行政改革課による資料によりますと、平成26年度から平成30年度まで35名の調理員の削減ということで7,630万8,000円の削減効果が示されました。それに加えまして、今回8名の正職員の退職に伴い新たに3校の民間委託ということですが、本来食育の観点ですとか、一定賃金雇用への置きかえというのはいさぎではないというふうに思いますし、子どもに近い職場で働く人をそういう扱いにするということについては、同意ができないということでもあります。

もう一点は、開放学級にかかわって民間委託のモデル校導入ということで、1つ具体化されるわけですが、これまでの支援員さん確保の苦労は私も認識しているつもりであります。そうした待遇の抜本的な拡充策を持つことなしに、一部の学校とはいえ、民間委託をするということは、その待遇の抜本的な改善につながる見通しが持てないということもありますし、また、運営内容そのものについても、直営維持の学校との差がどういうふうになっていくのか、そういったことも含めて、全体像が不透明といいますか、懸念が残るという点で、これについては同意できないということで反対をさせていただきます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 先ほど、保育士さんの確保の問題については、課長のほうから改めて御答弁いただいて、もうおおむねいいのかなというふうには思っていますが、特に、今の2万円という支給額によって、果たしてどれほどの効果があるのかなということについては十分検証すべきだ、こういうふうに思っています。

そして、生徒が望んでいるのは家賃保証であったり、それから、いわゆる奨学金の返済補助、こういったものが、やっぱり他市町村の中では打ち出しているわけですよ。お祝い金として出しているところについては、金額についてはもう大幅な差があると。

こういった現状を踏まえた中で、今回水戸市が2万円ということに踏み切った、これについては一歩前進というふうには受け取めますが、この貸し出し、お祝い金の授受については、履行されない、こういったことも考えられることは十分あるわけです。したがって、しっかりとした、もしそういうふうな状況になったときの担保をどうするのか、そして、それが実行されるものとして利用していただくためにどうあるべきかと、こういったことをしっかりその運用基準の中で決めていただく。それから、もしくは、これをいただくときにどういうふうな、ただ単に振り込むのか、それとも何か事例の中で、水戸市に来ていただいてありがたいというような言葉を込めて何らかの形の中でお渡しをするのか、こういったことについても、その入職者に対する意識づけの中では十分重要的な問題だと、このように思っています。

したがって、今後の運用基準については、そういった部分について十分配慮された運用基準を使い、しっかりとした運用をしていただきたい、こういう意見だけ申し上げさせていただきます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第26号について採決いたします。

議案第26号中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分、第4款中文教福祉委員会所管分、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成31年度水戸市国民健康保険会計予算について、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 来年度国保会計につきましては、税率改定は見送ったということで、値上げが回避されたことはよかったと思いますが、この後説明もあるようなんですが、いわゆる課税限度額は引き上げるということが含まれております。国保会計全体の繰越金も発生するような黒字化が進んでいる中で、値上げではなくて、むしろ値下げをすべきだという主張をかねてからしてまいりましたけれども、そういった一部の値上げも含まれている会計であり、反対をいたします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第27号について採決いたします。

議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 平成31年度水戸市介護保険会計予算について、御意見等がございましたら発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第34号について採決いたします。

議案第34号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 平成31年度水戸市介護サービス事業会計予算について、御意見等がございましたら発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第35号について採決いたします。

議案第35号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 平成31年度水戸市後期高齢者医療会計予算について、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 後期高齢者医療会計予算については、保険料の引き上げはなかったんですけれども、10月から、9割に軽減されている特例が7割に戻るという方針が出ておまして、このことによる負担増が伴うものでありますので、この点で賛成できません。反対をいたします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第36号について採決いたします。

議案第36号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 水戸城大手門復元整備工事請負契約の変更について、御意見等がございましたら発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第40号について採決いたします。

議案第40号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 水戸城二の丸角櫓復元及び土堀整備工事請負契約の変更について、御意見等がございましたら発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第41号について採決いたします。

議案第41号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第

2表継続費補正中第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第43号について採決いたします。

議案第43号中第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第4号ほか13件についての審査は全て終了いたしました。

次に、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りをいたします。委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

木本委員。

○木本委員 先ほど、袴塚委員そして田中委員から意見が出されておりましたが、審議の課程の中においてもそれぞれの委員からいろんな意見が出ておりますので、それを踏まえた上での報告書の作成を、正副委員長にはお願いしたいと思います。

○高倉委員長 ただいま、御意見いただいたとおりに、そのようにしたいと存じます。

それでは、そのほかに御意見なければ。

〔「報告書の作成は異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますと存じます。

次に、この際、特に執行部から4件、発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、貴重なお時間をおかりいたしまして、東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸し付けの特例について、福祉総務課提出資料により御説明させていただきます。

初めに、国の東日本大震災に係る災害援護資金の特例措置の適用期間延長への対応についてでございますが、被災地における被災者の生活再建に適切に対応するため、政令の一部が改正され、平成31年3月31日までと定めている申し込み期限が、平成32年3月31日まで1年延長となる見通しでございます。

今後、政令の一部を改正する政令が施行された後、この延長措置に対応するため、条例の一部改正を専決処分により行う予定でございますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

条例の改正の内容といたしましては、申し込み期限を平成31年3月31日から平成32年3月31日に1年間延長し、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

なお、2ページに新旧対照表、3ページに参照条文を記載してございますので、後ほどお目通しをいただ

きたいと思います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 つまらない話ですみません。今度、元号が変わるんですね。元号が変わったとき、今、平成32年ということになると、途中でその元号が変わった場合にまた条例改正か何かが必要なんですか。それとも、これは何か国のそういうのに基づくんで、それは省略されて、自動的にそういうふうになるんですか。ちょっと疑問に思ったので、すみません。つまらない話で申しわけありません。

○高倉委員長 小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えしたいと思います。

今のところ、国のほうから元号についての取り扱いについては何の通知も来ておりません。ただ、これから西暦を使うとか、そういうことで国のほうは進めているようです。条例改正する際に、とりあえず4月1日施行なので。

○袴塚委員 今はいいのか。今はこれでいいんだ、正解なんだ。ただ、変わったときに、もう一回条例が何とかという名前の何年、元年とかと変わるのかなと思って。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 市全体の条例の中で、一括して平成を新しい元号に組みかえるとか、そういう条例ができるかどうか、その担当で。

以上です。

○袴塚委員 わかりました。余計なことですみません。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件については終わります。

次に、川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 それでは、国民健康保険税につきまして国保年金課提出の資料により御説明いたします。

まず、1の地方税法施行令の改正への対応につきましては、平成31年度税制改正の大綱が昨年12月に閣議決定されまして、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び軽減措置の拡充を講ずることとなりました。これに伴いまして、地方税法改正法案が今国会に提出され、その成立に合わせて地方税法施行令が改正され、平成31年4月1日から施行される見通しとなっております。

このため、地方税法施行令の改正後に地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分により行う予定でございます。

2の改正内容のうち、初めに、(1)の課税限度額の改正につきましては、国民健康保険税のうち基礎課税分に係る課税限度額を現行の58万円から61万円に改正するものでございます。後期高齢者支援金分及び介護納付金分については改正はございません。今回の改正によりまして、平成31年度の国民健康保険税の課税限度額の合計額は93万円から96万円となります。資料の下にあります参考の1に、平成31年度か

らの税率及び課税限度額を記載しておりますので、御参照願います。

(2)の軽減措置の改正につきましては、裏面の参考の2、平成31年度からの軽減判定所得の表により、御説明をいたします。

国民健康保険税につきましては、所得の低い世帯の負担軽減を図るため、世帯の所得額に応じて均等割額及び平等割額につきまして7割、5割、2割の軽減措置を実施しております。今回の改正におきましては、この軽減措置のうち5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定におきまして、被保険者等の数に乘すべき金額を現行の27万5,000円から28万円に、2割軽減では被保険者等の数に乘すべき金額を現行の50万円から51万円に改正することにより、軽減措置の拡充を図るものでございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員により御質問等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 先ほども国保会計のとき、ちょっと意見として申し上げたんですが、改めて詳しい資料が出ましたので3点聞きたいと思います。

1つは、課税限度額の引き上げが3万円で、96万円ということで、国保税100万円時代になるかなという感じではありますが、この引き上げられてしまう世帯数、そしてその影響額について、まず1点。

それから、裏面の軽減されるほうですけれども、こちらも対象世帯と影響額ですね、軽減がどれぐらいされるのか。

最後は、先ほども申し上げましたが、国保会計の好転という状況からして、限度額引き上げは回避すべきだったのではないかと思います、その考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、今回の課税限度額の引き上げに伴う世帯数と影響額でございますけれども、平成30年度の課税状況から推計いたしまして、31年度に課税限度額に達する世帯数は、30年度と比べまして56世帯少ない621世帯になると見込まれてございます。また、調定額、影響額につきましては、調定額といたしまして1,950万円の影響があるというふうに見込んでございます。

続きまして、2点目の軽減判定所得の改正に伴う世帯数と影響額でございますけれども、こちらにつきましても、30年度の状況から見ますと、まず世帯数は5割軽減が78世帯、人数で言いますと146人ふえまして約5,000世帯9,200人、2割軽減が107世帯、190人ふえまして約4,300世帯、人数で約8,200人となると見込んでございます。

また、この軽減拡大に伴う影響額といたしましては、5割軽減では前年度より約380万円増の2,360万円、2割軽減では前年度より約190万円増の830万円、合計で約570万円増の約3,190万円になると見込んでございます。

3点目の限度額引き上げについての考え方ということでございますけれども、2019年度につきましては、県の納付金が平成30年度と比べて減額となったものの、被保険者数の減少に伴い国保税の収納額も減少し、引き続き国保財政の状況は厳しいものと見込まれております。また、2020年度以降におきまして

も、過年度分の国保支出金等の精算金が国保事業費納付金に算入されること、高度医療や高額薬剤などの普及拡大などにより、医療費の増加に備える必要があることなど、今後一定額の財源を確保する必要があると考えております。

また、限度額の引き上げは、中間所得層の国保税負担の軽減を図ることを目的に実施されるものであることから、法令の改正に準じて改正することとしたものでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 いろいろ理由をおっしゃいましたが、平成30年度から31年度の繰越金予想は少なくとも2億7,000万円ぐらいいは2月時点で見込まれるということでありまして。今回、限度額引き上げによる影響は約2,000万円ですけれども、そうした手当てができない会計状況ではないと思いますので、私としてはこの値上げについて、やはり認められないという意見を申し上げて終わりたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、この件について終わります。

次に、川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 続きまして、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免につきまして、国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の国の財政支援制度延長への対応につきましては、東日本大震災による被災者の負担軽減を図るため、本市では、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を制定し、保険税の減免を実施してまいりました。国におきましては、平成30年度におきましても、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等の対象地域にお住まいだった被保険者にかかる保険税の減免措置に対する財政支援が実施される見通しでございます。

このため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、国の財政支援の内容が明らかになった後、この延長措置に対応するため、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を専決処分により改正する予定でございます。

2の主な改正内容のうち、(1)の保険税の減免対象年度は平成31年度分とするものでございます。

(2)の保険税の減免対象者につきましては、現在までに、平成30年度に新たに帰還困難区域が解除される地域はない見込みであることから、前年度と同様の見込みでございます。また、米印2の上位所得層につきましては、平成31年度におきましては、国の基準に合わせまして世帯の属する被保険者の基準所得額の合計額が600万円を超える世帯とするものでございます。

減免の対象者及び減免率の内容につきましては、裏面の避難指示区域の概念図により御説明いたします。

平成31年度保険税の減免の対象地域は、太い実線で囲まれた罫線の引かれた地域にお住まいだった被災者となります。このうち、罫線の間隔が狭い地域は、平成31年4月1日時点におきましても帰還困難区域等となる見込みでございます。この地域に住所を有していた世帯につきましては、平成30年度の基準所得額にかかわらず平成31年度の保険税を減免するものでございます。

その周りに位置します間隔の広い斜線の地域は、平成29年4月までに避難指示等が解除された地域でございます。こちらの地域にお住まいだった世帯につきましては、平成30年度の所得金額から基礎控除額33万円を控除した世帯の基準所得額の合計額が600万円以下の場合に平成31年度の保険税を免除するものでございます。

なお、平成30年度末に国保の被保険資格を取得したこと、いわゆるさかのぼり転入等によりまして、平成31年4月以降に納期が到来する平成30年度分の保険税についても同様に減免するものでございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 昨年も同じような説明があつて延長があつたんですが、また延長になるんですけれども、今回は区域の変更はなく、昨年の審議では19世帯が減免対象になっていたけれども、上位所得者600万円を超える世帯に該当しなかつたので、基本的には具体的影響はないんだという御説明でしたけれども、今回この今の時点ではどうなのか、その点だけお聞かせいただきたい。

○高倉委員長 川津国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、平成30年度の方でございますけれども、現在までのところ本条例に基づく減免対象世帯は19世帯となつてございまして、上位所得層に該当する世帯はございません。31年度の対象世帯数は、30年度の方から今のところ15世帯になるものと見込んでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、所得の制限にひつかかつて減免にならないという世帯が4世帯というようなことになるのか、そういう意味じゃないんですか。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 違います。

○田中委員 違いますか。もう一度その点。

○高倉委員長 川津国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 再度の田中委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度が今のところ19世帯でございまして、31年度が15世帯と見込んでいるというこの4世帯の差につきましては、今年度中に水戸市外への転出あるいは国民健康保険から被用者保険等へ切りかわつた方の世帯が4世帯いるということで見込まれますので、31年度については4世帯今のところ減つて15世帯ということで見込んでいるということでございます。

○田中委員 わかりました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっと表示で聞きたい。

すみません、斜線の大きい、それから縦線の細かいものがありますよね、それで大熊町と富岡町との間

に横線の何かちょっと細かい、黒っぽいのがあるんだけど、これってこの上のマークから見るとどれですか、教えてください。

○高倉委員長 川津国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 袴塚委員の御質問にお答えいたします。

大熊町にございます横線の細かい地域につきましては、凡例の上から2つ目の居住制限区域、こちらに該当する地域となっております。

○袴塚委員 その隣の田村市のほうは何なのか。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田村市は、その下の凡例3つ目の避難指示解除準備区域、こちらに該当するというところでございます。ちょっとわかりづらくて申しわけございませんが、そういうことでございます。

○袴塚委員 わかりました。すみません、ありがとうございました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件については終わります。

次に、荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免につきまして、介護保険課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1、国の財政支援制度延長への対応といたしましては、既に説明のありました国民健康保険税と同様の趣旨でございまして、東日本大震災による被災者の介護保険料を、引き続き平成31年度におきましても減免しようとするものでございます。

次に、2、主な改正内容につきましても、国民健康保険税の減免と同様の取り扱いになりますので、説明は省略させていただきますが、減免対象者から除かれます上位所得層の基準につきましては、国保税との制度設計の違いから、国保税の場合、基礎控除後の所得600万円としているのに対しまして、介護保険料の場合は基礎控除前の所得税633万円としておりますので、御報告させていただきます。

本件につきましては、今後国の財政支援が決定次第、専決処分により関係条例を改正してまいりますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 参考までに、こちらのその対象世帯というのは、今この減免を受けておられる方というのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 介護保険料の場合につきましては、世帯ではなく個人に、被保険者一人一人に賦課されるものでございまして、きょう現在16人の方が免除の取り扱いとなっております。

以上でございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件については終わります。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

それでは、特に緊急の案件がない限り、今回が今年度最後の委員会になろうかと思っておりますので、今月末をもって退職されます根本消防長、大越南消防署長、五上参事兼内原中央公民館長、埴学校施設課長、大澤生涯学習課長の5名の方々からそれぞれ御挨拶をいただきたいと思っております。

初めに、根本消防長、お願いいたします。

○根本消防長 貴重なお時間を頂戴しましてありがとうございます。

私、この3月をもちまして、定年退職を迎えることとなりました。無事、この日を迎えられますことも、ひとえに皆様方の御指導、御支援のたまものと心より感謝を申し上げるところでございます。まことにありがとうございました。

これまでの36年間を振り返ってみますと、障害福祉の仕事に始まりまして、役所生活の半分、通算で18年を保健福祉の分野で勤めさせていただきました。特に心に残っているのは、8年前の東日本大震災の際、民生委員の皆様そして職員に、ひとり暮らしの高齢者のお宅を一軒一軒回っていただきまして、全ての方の無事、安全を確認できたということは今でも強く心に残っております。

そして、この2年間は消防の分野で、災害の防除や救急業務に当たらせていただきました。文教福祉委員会には大変御縁が深かったのかなと、このように感じております。

このほか、委員の皆様を初め、多くの方にお会いして、お力添えをいただいたことが私にとって何よりの財産であると考えております。これからは、その御恩に報いられるよう努めてまいりますので、引き続きどうぞよろしく願い申し上げます。

最後になりましたが、水戸市のさらなる発展と皆様方の御健勝、御活躍をお祈りいたしております。長い間本当にありがとうございました。（拍手）

○高倉委員長 次に、大越南消防署長、お願いいたします。

○大越南消防署長 42年間の消防人生に間もなく幕がおりようとしておりますが、最後の14年間を水戸市の消防行政に携われたということを本当に嬉しく思っております。と言いますのも、私、平成17年の内原町との合併の際に笠間地方広域事務組合の消防から定数外で水戸市にまいりました。採用当時を振り返りますと、県都の消防本部のこの莫大な仕事量と、そしてネットワークのよさ、出動件数の多さというのに、驚きと戸惑いを感じたと、そして、果たしてこれから先務まるのかなという不安を感じたことを覚えております。

この14年間本当にいろいろ学ばせていただきました。大隊長、所定署隊長として、現場も経験をしてま

いました。現場というのは、当たり前のことを当たり前以上にやって当たり前と、こういう世界でありますので、市民の負託にきちんとお応えをするんだということを肝に銘じて、これまで一生懸命、仕事をしてまいりました。今思えば、あっという間の14年間でしたが、充実した消防人生だったなと感じております。

ただ、心残りがあるといえば、この委員会に6年間出席をさせていただきましたが、その中で満足ではない説明、そしてお恥ずかしい限りの答弁の数々というものでありまして、もう少し気のきいたお答えができなかったかなというような思い出がございますが、今となってはもうどうしようもありませんので、心残りとしてとどめておきたいなと思っております。

委員の皆様方には、これまでたくさんの御恩をいただきましたこと心からお礼を申し上げます。どうぞ、これからも御健勝で、そしてまた我が消防本部に対して強靱なお力添えをいただきますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○高倉委員長 次に、五上参事兼内原中央公民館長、お願いいたします。

○五上教育委員会事務局教育部参事兼内原中央公民館長 退職に当たりまして、貴重な委員会のお時間をいただきまして本当にありがとうございます。

私は、平成4年3月3日の常澄村の合併によりまして水戸市の職員となりました。文教福祉委員会には、スポーツ課2年、中央図書館2年、中央公民館2年と、6年間在籍をさせていただきました。6年間で思い出されますのは、平成25年スポーツ課の課長を拝命したときに、スポーツ課では大きな事業をたくさん抱えておりまして、国体の開催準備、そして施設の整備、それと水戸マラソン、ケーズデンキスタジアムの1万5,000人の増席問題と、そしてとどめが東町の改築問題と、毎日が本当に不安の日々でございました。

しかし、皆様の温かい御支援と御指導によりまして、何とか次の部署に引き継ぐことができて、今日を迎えております。これもひとえに皆様方の暖かいお力添えのたまものと感謝をいたします。

今後は形を変えまして、微力ではございますが、市政発展のために幾らかでも協力をしていきたいと考えております。

最後になりますが、委員会在籍期間中、委員長、副委員長を初め、委員の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。委員会出席の皆様と、当委員会に出席されている多くの皆様の御健康とこれからのますますの御活躍を御祈念申し上げます、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。（拍手）

○高倉委員長 次に、埴学校施設課長、お願いいたします。

○埴学校施設課長 本日は貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。退職に当たりまして一言御挨拶させていただきます。

私は昭和52年に水戸市に採用されまして、42年間勤めさせていただきました。その間、建築技師として建築課に18年、建築指導課に16年、契約課に5年、そしてこちら文教福祉委員会所管の学校施設課で3年間過ごさせていただきました。

思い起こしますと、建築課時代は手書きで図面及び設計書関係もつくっておりました。そのような設計書をつくりながら、国の補助金の申請のために、当時防衛庁が六本木にございまして、常磐線で朝10時に防

衛庁のほうへまいりまして、担当課の審査を受けまして、その場で幾つかの手直しが見つかりますと市役所のほうへとんぼ返りをいたしまして、徹夜でもう一度補助金の申請書をつくり直しまして、翌朝また10時までに防衛庁へ行くと、そのようなことも、今ではできないような経験もさせていただきました。

また、この3年間は、建築関係から離れまして、教育委員会の中でこれまで経験のない教育方針やさまざまな教育プロジェクトを学ばせていただきました。

今までさまざまな思い出が頭をよぎってまいりますが、先を見れば長く感じることもありましたけれども、現在になってみますとあっという間の42年間でございました。これからは、一市民として水戸市の発展に少しでもお役に立てればと思っております。

最後になりますが、私は3年間文教福祉委員会におきまして、委員長初め、委員の皆様にご指導いただき、大変ありがたく思います。皆様の御健勝とますますの御活躍を御祈念申し上げ、退職に当たりましてのお礼の言葉とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○高倉委員長 次に、大澤生涯学習課長、お願いいたします。

○大澤生涯学習課長 貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。定年退職を前に一言御礼の御挨拶を申し上げます。

私は、昭和54年4月1日に入庁しまして、3月で40年勤務になります。最初の配属は、今は廃止になってございませんが、五軒小学校の事務官でございました。以降、社会教育課、青少年課、教育委員会総務課、公民館、全国高校総体課、学校教育課、そしてまた市民センター、好文カレッジ、生涯学習課ということで勤務させていただきました。

中でもその中心の19年間は公民館、市民センター勤務で、直接市民と接した人間関係の業務を担当させていただきました。これが、私にとりまして大きな財産となり、最後の3年間も生涯学習課長という重責を担う職につかせていただき、本当に委員の皆様方には暖かい御指導をいただきまして、ありがとうございました。

この委員会で、各委員の先生方から御指導をいただきましたことを胸に、第二の人生に生かしていただきたいと思っております。

結びになりますが、委員の皆様方の御健勝と御活躍をお祈り申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○高倉委員長 ただいま、5名の方々から、退職を前にされましての御挨拶がございました。

それでは、この際一言、委員会を代表いたしまして御挨拶をさせていただきます。

ただいま、御挨拶をいただきました5名の方々におかれましては、長い間水戸市の市政発展と市民福祉の向上のために御尽力をされ、立派にその重責を果たしてこられました。ここに改めて、深い敬意と感謝の意を表するものでございます。本当にありがとうございました。

今、さまざまな感慨深い思いがおりかと思っておりますが、どうかこれからも健康に御留意されまして、水戸市の発展のために変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶にかえさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。

次に、次回の委員会についてお知らせをいたします。次回の委員会は来月4月の定例の委員会は開催せず、5月10日金曜日、午前10時より開催したいと思いますので御承知おきを願います。

なお、通知は4月26日金曜日に送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

大変に御苦労さまでした。

午前10時57分 散会